

がん検診推進事業の公費負担等の拡充について

四国部会提出
説明担当 新居浜市

日本人にとって死因の第1位であるがんの対策については、平成19年にがん対策基本法が施行され、国においてはがん対策推進基本計画を、都道府県においてはがん対策推進計画を定め、がん検診の受診率50%以上（5年以内）、がんによる死亡率20%減少（10年以内、年齢調整75歳未満）などの具体的な数値目標を掲げて、がん予防・早期発見の取り組みを進めている。

このような中、国は、平成21年度補正予算において、経済危機対策における子育て支援の一環として、特に検診受診率の低い女性特有のがんについて、時限措置の予定で、一定の年齢（子宮頸がんが20歳から5歳刻みの40歳まで、乳がんが40歳から5歳刻みで60歳まで）に達した女性を対象に、子宮頸がん検診及び乳がん検診を無料で受診できる補助事業を実施することとした。

この事業は、平成22年度も継続する方向で、国は予算計上しているが、補助率について、当初示された検診費10分の10、事務費2分の1が、平成22年度予算によると、検診費・事務費ともに補助率2分の1の市町村事業となっている。

さらに、この制度においては、今後、国の責務として行われるべき事業であるにもかかわらず、平成23年度以降、継続されるかどうか不明な状況である。

このように、将来設計が示されず、市町村に財政負担を強いる制度構築は、自治体の事業運営に大きな支障を来す要因となっている。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、がん対策基本法の基本理念の実現に向け、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 女性特有のがん検診推進事業に関し、時限措置及び対象年齢の上限を撤廃するとともに、数年ごとに無料で検診が受診できるよう、恒久的な補助制度として拡充すること。
- 2 各種がん検診についても、地方交付税措置ではなく、補助事業としてがん検

診推進制度を創設し、その実施に必要な経費は、地方に負担を強いることがないよう、国において全額負担すること。

- 3 国において新しい制度を構築する場合には、各自治体の実態を確認し、意見を十分踏まえた上で、長期的な視点に立った制度設計とすること。